

島田市 立地適正化計画

届出の手引き

島 田 市

目 次

1	島田市立地適正化計画について	1
2	届出制度について	1
3	届出の対象となる行為	5
4	届出制度に関する Q&A	9
5	届出様式の記入例	1 1

1 島田市立地適正化計画について

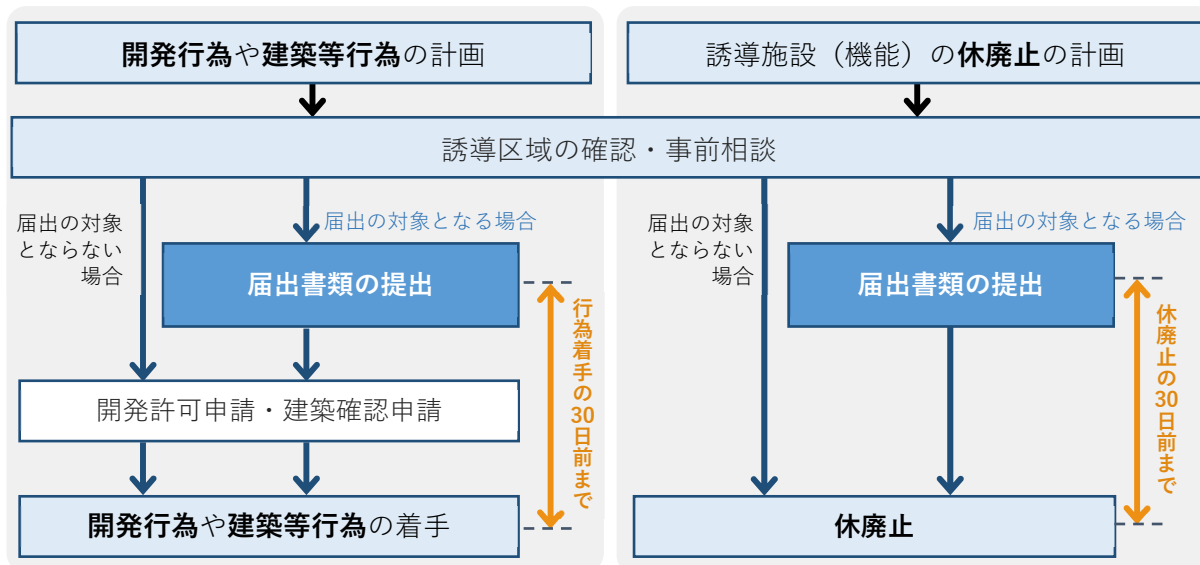
- 島田市では、2022 年（令和 4 年）4 月に「島田市立地適正化計画（以下、「本計画」という。）」を公表し、運用を開始します。
- 本計画は、人口減少・少子高齢化社会に対応した、コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを進めるため、概ね 20 年後を展望しながら、各地域における人口密度や医療・福祉・商業・子育て支援施設などの生活サービス施設の維持を図ることで、まちの魅力や市民の利便性向上を目指すものです。
- 本計画では、都市づくりの方針や誘導施策に加えて、都市機能を誘導する「**都市機能誘導区域**」と、生活サービスやコミュニティの持続的な確保を図るために居住を誘導する「**居住誘導区域**」を定めています。
- 本計画の策定に伴い、都市再生特別措置法に基づく届出が義務付けられ、**各誘導区域外における誘導施設の整備や一定規模以上の開発行為等を行う場合は、市への届出が必要**となります。

2 届出制度について

（1）届出の流れ

- 届出制度は、誘導区域内外での住宅や誘導施設の開発・建築等の動きを把握するための制度です。
- 届出の対象となる**行為に着手する 30 日前まで**に市長へ届出を行う必要があります。なお、開発許可申請及び建築確認申請に先行して届出することが望ましいとされています。**届出の対象となる行為を行おうとする場合は、事業を検討する早い段階からご相談ください。**
- 本市の各誘導区域は、次ページの図面のとおりです。なお、詳細な区域の範囲は、市役所都市政策課までお問い合わせください。

【届出の流れ】



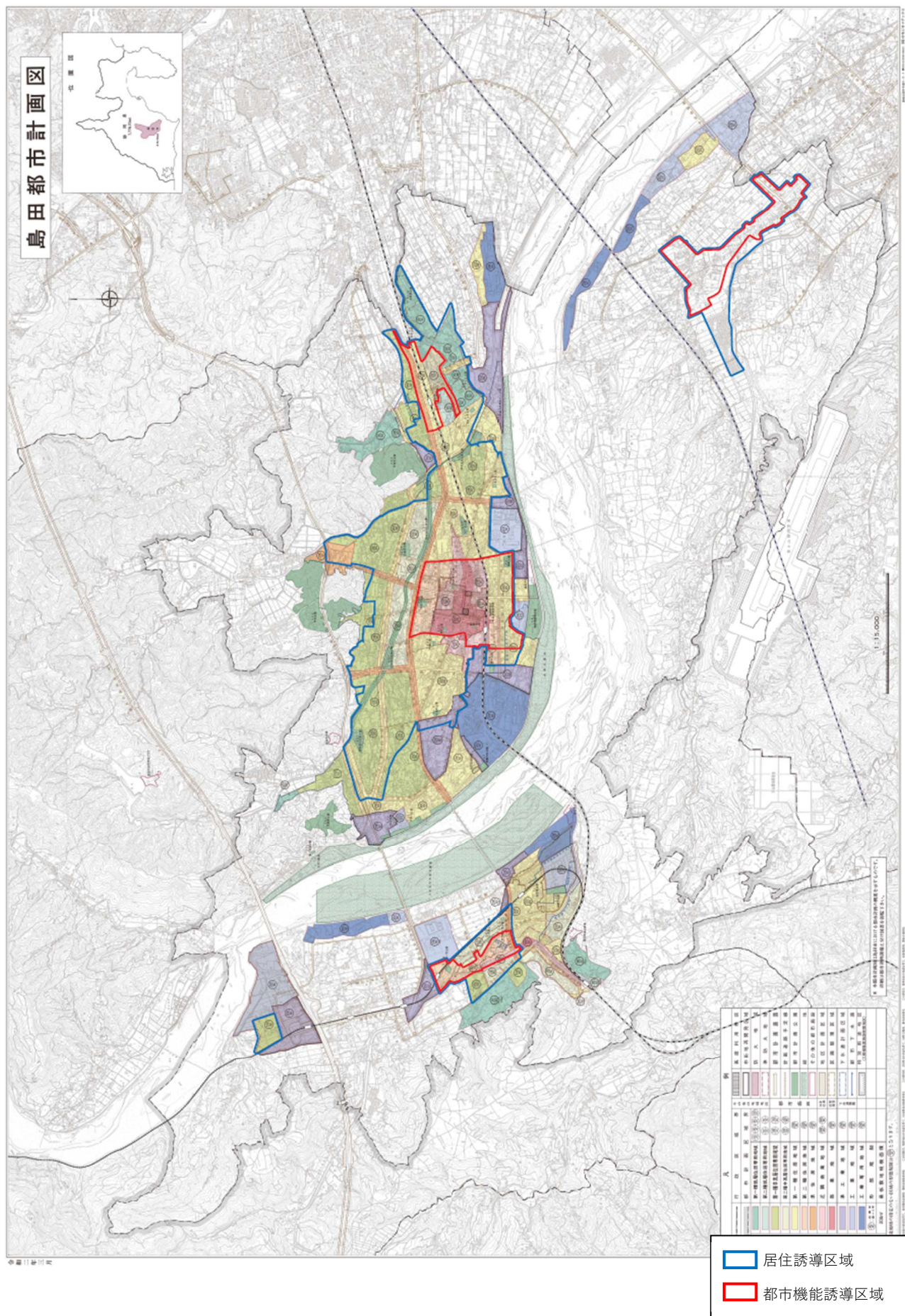
（2）届出の提出先・お問合せ先

島田市 都市基盤部 都市政策課

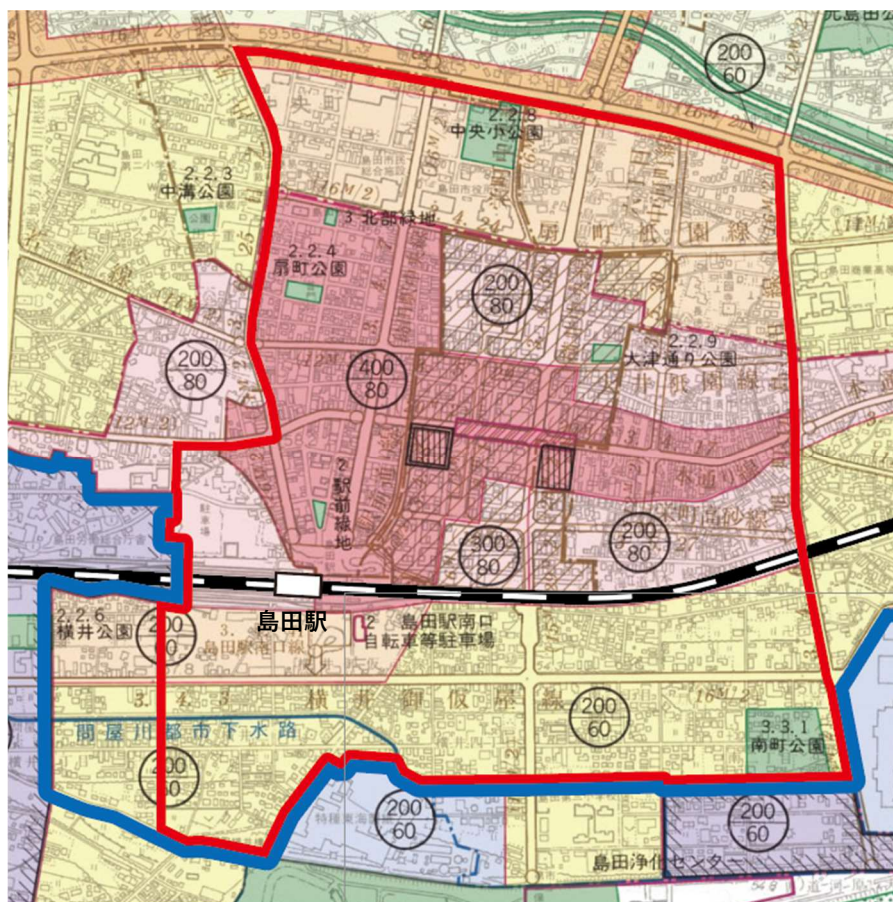
〒427-8501 島田市中心部 1 番の 1

TEL：0547(36)7177 / FAX：0547(37)8200 / E-mail：toshikei@city.shimada.lg.jp

□誘導区域

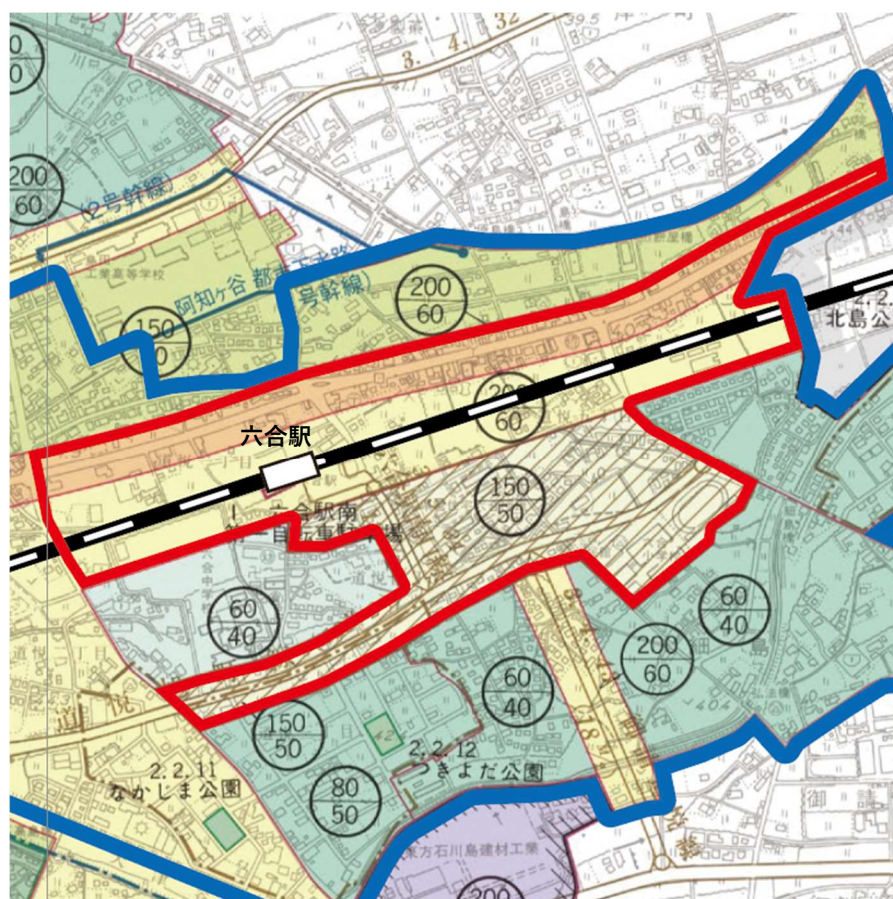


□都市機能誘導区域（中心拠点／中心地域）



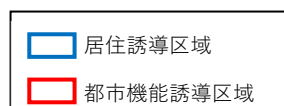
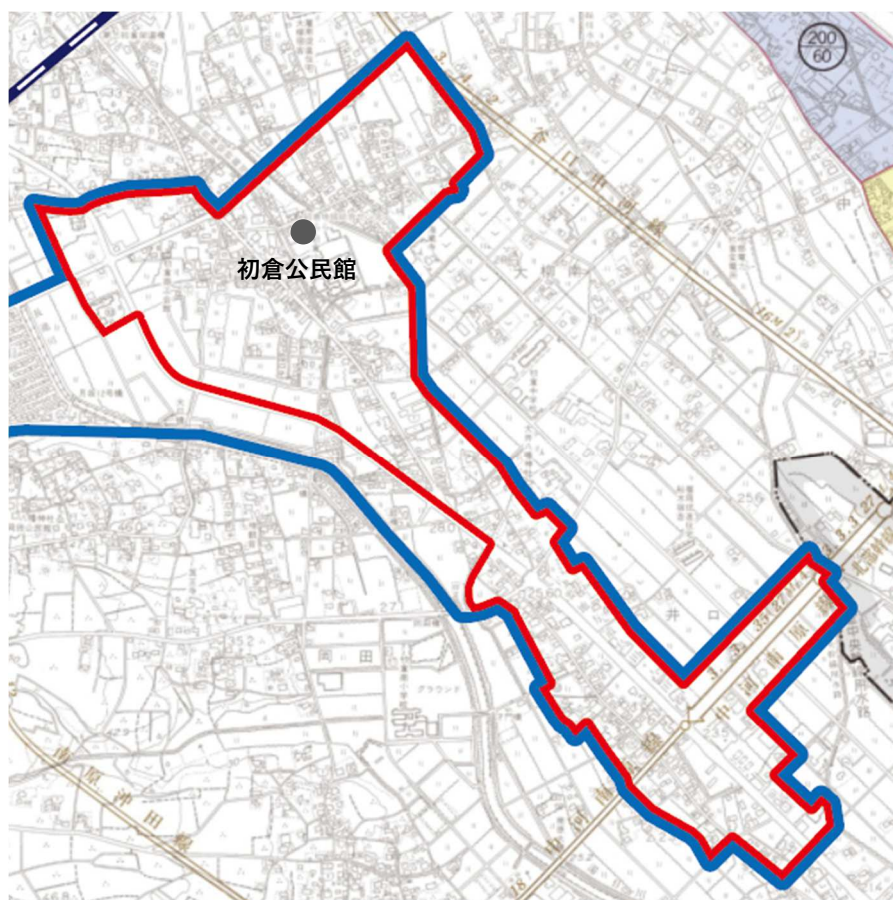
- 居住誘導区域
- 都市機能誘導区域

□都市機能誘導区域（地域拠点／六合地域）

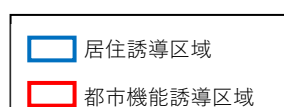
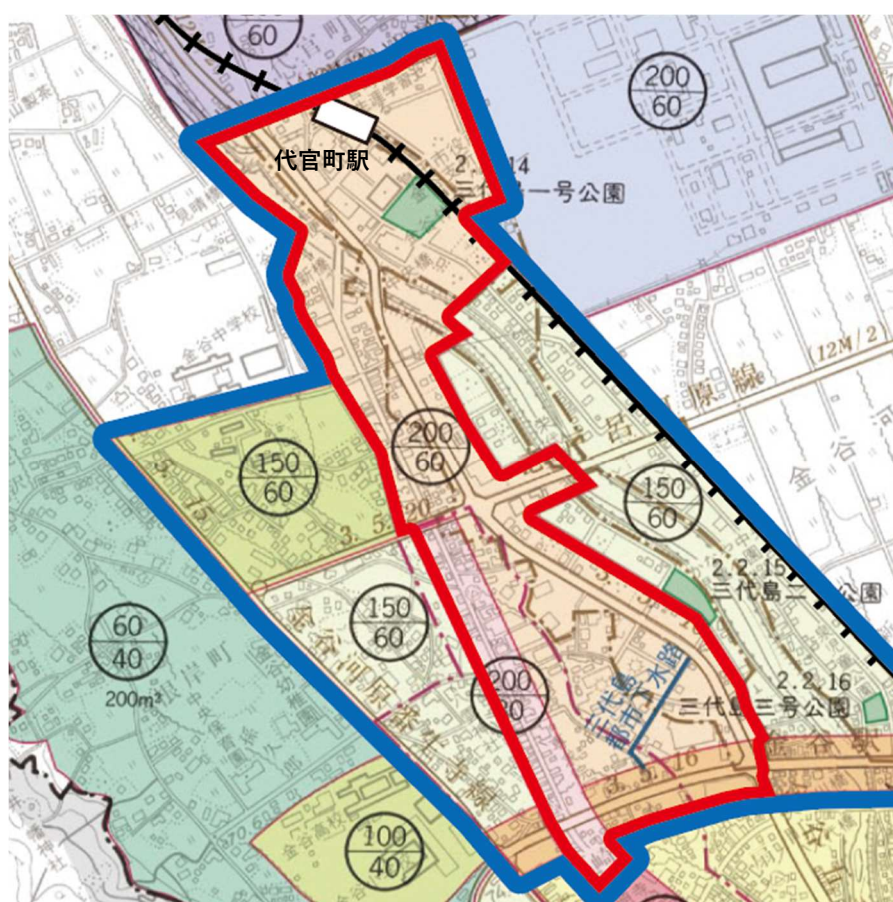


- 居住誘導区域
- 都市機能誘導区域

□都市機能誘導区域（地域拠点／初倉地域）



□都市機能誘導区域（地域拠点／金谷地域）



3 届出の対象となる行為

(1) 届出の要否の確認

- 住宅または誘導施設の開発行為、建築等行為、休廃止の内容や場所によって、届出の要否が異なります。以下の表を確認してください。

			都市機能誘導区域内	都市機能誘導区域外 居住誘導区域内	居住誘導区域外
住宅	開発行為等	3戸以上の住宅の建築目的の開発行為	不要	不要	必要 (P6 参照)
		1戸または2戸の住宅の建築目的の開発行為で、1,000㎡以上の規模のもの	不要	不要	必要 (P6 参照)
	建築等行為	3戸以上の住宅を新築しようとする場合	不要	不要	必要 (P6 参照)
		建築物を改築し、または建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合	不要	不要	必要 (P6 参照)
誘導施設 (P8)	開発行為等	誘導施設を有する建築物の建築を目的とする開発行為を行うとする場合	不要	必要 (P7 参照)	必要 (P7 参照)
	建築等行為	誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合	不要	必要 (P7 参照)	必要 (P7 参照)
		建築物を改築または用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合	不要	必要 (P7 参照)	必要 (P7 参照)
	休廃止	誘導施設を休止または廃止しようとする場合	必要 (P7 参照)	不要	不要

(2) 居住誘導区域外における住宅の届出対象行為

- 居住誘導区域外において、一定規模以上の住宅等を建築する場合は、その行為に着手する 30 日前までに市への届出が必要となります。(都市再生特別措置法第 88 条第 1 項)

□ 居住誘導区域外

開発行為 (土地利用を含む)	・ 3 戸以上の住宅の建築目的の開発行為 ・ 1 戸または 2 戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が 1,000 m² 以上の場合		
	【提出書類（1 部）】 届出書：様式 5 添付書類：①位置図（縮尺：1/15,000 以上） ②案内図（縮尺：1/2,500 以上） ③区域求積図（縮尺：1/1,000 以上） ④土地利用計画図：（縮尺：1/1,000 以上）		
	【届出のイメージ】 (開発行為の例) (イメージ図)		
	3 戸の開発行為	届出必要	
建築等行為	・ 3 戸以上の住宅を新築しようとする場合 ・ 建築物を改築し、または建築物の用途を変更して 3 戸以上の住宅とする場合		
	【提出書類（1 部）】 届出書：様式 6 添付書類：①位置図（縮尺：1/15,000 以上） ②案内図（縮尺：1/2,500 以上） ③配置図（縮尺：1/1,000 以上） ④平面図（縮尺：1/300 以上） ⑤立面図（縮尺：1/300 以上） ⑥求積図（縮尺：1/300 以上）		
	【届出のイメージ】 (建築等行為の例) (イメージ図)		
	3 戸の建築行為	届出必要	
届出内容の変更	・ 上記の届出内容を変更する場合		
	【提出書類（1 部）】 届出書：様式 7 添付書類：上記と同様（変更前・変更後の内容が確認できるように表記すること）		
	3 戸の住宅への改築	届出必要	
建築等行為	・ 1 戸の建築行為		
	届出不要		

(3) 都市機能誘導区域内外における届出対象行為

- 都市機能誘導区域外において誘導施設の整備を行う場合または都市機能誘導区域内で誘導施設の休廃止を行う場合は、その行為に着手する 30 日前までに市への届出が必要となります。(都市再生特別措置法第 88 条第 1 項)(※誘導施設については、次ページを参照)

□都市機能誘導区域外

開発行為 (土地利用を含む)	・誘導施設を有する建築物の建築を目的とする開発行為を行おうとする場合 【提出書類(1部)】 届出書 : 様式 1 添付書類: ①位置図(縮尺: 1/15,000 以上) ②案内図(縮尺: 1/2,500 以上) ③区域求積図(縮尺: 1/1,000 以上) ④土地利用計画図:(縮尺: 1/1,000 以上) ⑤誘導施設や誘導施設以外の床面積がわかる建物求積図
建築等行為	・誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 ・建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合 ・建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合 【提出書類(1部)】 届出書 : 様式 2 添付書類: ①位置図(縮尺: 1/15,000 以上) ②案内図(縮尺: 1/2,500 以上) ③配置図(縮尺: 1/1,000 以上) ④平面図(縮尺: 1/300 以上) ⑤立面図(縮尺: 1/300 以上) ⑥求積図(縮尺: 1/300 以上) ⑦誘導施設や誘導施設以外の床面積がわかる建物求積図
届出内容の変更	・上記の届出内容を変更する場合 【提出書類(1部)】 届出書 : 様式 3 添付書類: 上記と同様(変更前・変更後の内容が確認できるように表記すること)

□都市機能誘導区域内

休廃止	・都市機能誘導区域内で、誘導施設を休止または廃止しようとする場合 【提出書類(1部)】 届出書 : 様式 4 添付書類: ①位置図(縮尺: 1/15,000 以上) ②案内図(縮尺: 1/2,500 以上) ③建築物の用途及び面積がわかる書類
------------	--

【届出のイメージ】

施設イメージ (例: 診療所)	区域		
	立地適正化計画区域 (都市計画区域)	居住誘導区域	都市機能誘導区域
新築 	届出 必要	届出 必要	届出 不要
休廃止 	届出 不要	届出 不要	届出 必要

【誘導施設】

各都市機能誘導区域内で誘導施設として設定する施設は下表のとおりです。

分類	施設名称	施設の定義	中心拠点	地域拠点		
			中心	六合	初倉	金谷
行政 施設	市役所本庁舎	地方自治法 第 4 条第 1 項	●			
	支所	地方自治法 第 155 条第 1 項				●
	行政サービスセンター	島田市行政サービス規則		●	●	
福祉 施設	地域包括支援センター	介護保険法 第 115 条の 46 第 1 項		●	●	●
子育て 施設	地域子育て支援センター	児童福祉法 第 6 条の 3 第 6 項	●		●	
	こども館	島田市こども館条例	●			
	幼稚園	学校教育法 第 22 条	●	●	●	●
	保育所等	児童福祉法 第 39 条 1 項、第 6 条の 3 第 10 項、12 項	●	●	●	●
	認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 第 3 条第 2 項	●	●	●	●
商業 施設	店舗※ ¹ (3,000 ㎡以上)	大規模小売店舗立地法 第 3 条	●		●	
	店舗※ ¹ (1,000 ㎡以上 3,000 ㎡未満)	大規模小売店舗立地法 第 3 条	●	●	●	●
	劇場・映画館・演芸場・観覧場	建築基準法	●			
医療 施設	病院	医療法 第 1 条の 5 第 1 項	●			
	診療所※ ²	医療法 第 1 条の 5 第 2 項	●	●	●	●
金融 施設	銀行	銀行法 第 4 条	●	●	●	●
	信用金庫	信用金庫法 第 4 条	●	●	●	●
	郵便局	日本郵便株式会社法 第 4 条	●	●	●	●
文教 施設	図書館	図書館法 第 2 条第 1 項	●			●
	市民総合施設	島田市民総合施設条例	●			
	地域交流センター	島田市地域交流センター条例	●			
	公民館	社会教育法第 20 条		●	●	●

【凡例】 ●：誘導施設に位置付け

※ 1：生鮮食品を取り扱う店舗

※ 2：外科・内科・小児科・産婦人科を含む診療所

4 届出制度に関する Q&A

(1) 届出の対象となる区域について

Q1 各誘導区域の範囲はどこで確認できますか。

A1 市HPの「立地適正化計画」のサイトに図面を掲載するほか、市役所都市政策課窓口で確認できます。

Q2 敷地が誘導区域の内外にわたる場合には、届出は必要ですか。

A2 届出対象行為を行おうとする区域または敷地の一部が、誘導区域内にある場合は、誘導区域内にあるものとして取り扱います。

Q3 都市計画区域外についても届出は必要ですか。

A3 都市計画区域外は立地適正化計画の区域外となるため、届出は必要ありません。

(2) 届出について

Q1 届出の開始はいつからですか。

A1 令和4年4月1日からです。

Q2 着手する30日前となっていますが、着手が本計画公表後で、着手の30日前が本計画公表前である場合の届出はどうしたらいいですか。

A2 本計画公表後速やかに提出してください。

Q3 届出書は何部必要ですか。

A3 1部提出してください

Q4 代理人による届け出は可能ですか。

A4 可能ですが委任状が必要になります。(様式は任意様式)

Q5 届出に係る変更が生じた場合は、どのようにしたらよいですか。

A5 変更に係る行為に着手する30日前に届出をしてください。

Q6 届出の目的は何ですか。

A6 立地適正化計画を推進する上で、居住及び誘導施設の立地動向を把握することを目的としています。

Q7 届出をしなかった場合、罰則はありますか。

A7 届出をしていない、または虚偽の届出をして届出対象行為を行った場合は、30万円以下の罰金が課せられる場合があります。ただし、誘導施設の休廃止に係る届出は罰則がありません。(都市再生特別措置法第130条)

Q8 この届出をすれば、確認申請や開発の許可などは必要なくなりますか。

A8 この届出は、都市再生特別措置法に基づいています。その他の法令などに基づく申請や許可などは、それぞれ必要です。

Q9 届出様式はどこで入手できますか。

A9 市HPからダウンロードできるほか、市役所都市政策課窓口で入手できます。

Q10 届出や相談窓口はどこですか。

A10 市役所都市政策課になります。

Q11 開発許可申請や確認申請後に届出を行えばいいですか。

A11 各申請の前に届出をお願いします。

(3) 住宅の建築等の届出について

Q1 届出対象となる「住宅」とはどのようなものですか。

A1 一戸建て住宅、長屋、共同住宅、併用住宅が対象です。

Q2 サービス付き高齢者住宅や社宅は「住宅」に該当しますか。

A2 建築基準法の共同住宅に該当すると判断されるものは「住宅」として取り扱います。

Q3 居住誘導区域外に、3戸以上の建売住宅を隣接しないように建築しようとする場合は届出の対象になりますか。

A3 届出者及び着手日が同一で一体的な開発とみなされる場合など、隣接しなくても届出の対象となる場合があります。事前に御相談ください。

Q4 居住誘導区域外にある2戸の共同住宅または長屋等を増築し3戸以上とする場合は、届出の対象になりますか。

A4 増築部分が1戸であれば届出は不要です。ただし、増築部分が3戸以上になる場合や、増築の部分の開発行為が1,000㎡以上の場合には届出が必要になります。

Q5 開発行為時に届出を行った後、同じ箇所でも建築行為を行う際は届出が必要ですか。

A5 開発行為、建築行為のそれぞれの様式で別に届出が必要になります。なお、開発行為時に開発行為と建築行為それぞれの届出を合わせて行うことは可能です。

(4) 誘導施設の建築等の届出について

Q1 都市機能誘導区域外に複合施設を建設しその中に誘導施設の用途を含む場合は届出の対象になりますか。

A1 誘導施設の用途が含まれれば届出の対象になります。

Q2 複合施設の中に複数の誘導施設が含まれる場合には、複数の届出が必要になりますか。

A2 1つの施設であれば、建物用途の欄に複数の用途を記入ください。

Q3 既存建築物に誘導施設の用途を増築した場合、都市機能誘導区域外であれば届出は必要ですか。

A3 必要です。

Q4 都市機能誘導区域外において、既存店舗面積が800㎡の商業施設に、店舗面積400㎡を増築する場合届出は必要ですか。

A4 増築により店舗面積が1,000㎡を超えた場合には届出が必要になります。

Q5 都市機能誘導区域外にある既存店舗で、既に1,000㎡を超えている施設は届出が必要ですか。また、増築を行う場合には届出が必要になりますか。

A5 令和4年4月1日以前に建築された施設については、届出は必要ありません。ただし、増築等を行う場合は届出が必要になります。

(5) 誘導施設の休廃止の届出について

Q1 都市機能誘導区域内において、1,200㎡の商業施設が改築により800㎡になった場合、どのような届出が必要ですか。

A1 1,000㎡以下になると誘導施設ではなくなるため、廃止届の提出をお願いします。

Q2 休止と廃止の違いは何ですか。

A2 施設の再開の意思がある場合は休止、再開の意思が無い場合は廃止となります。

5 届出様式の記入例

(1) 誘導施設の建築等に係る届出様式

様式 1 (誘導施設用の開発行為)	12
様式 2 (誘導施設用の建築等行為)	13
様式 3 (誘導施設用の変更)	14
様式 4 (誘導施設用の休廃止)	15

(2) 住宅の建築等に係る届出様式

様式 5 (住宅用の開発行為)	17
様式 6 (住宅用の建築等行為)	18
様式 7 (住宅用の変更)	19

開発行為届出書

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

令和 4 年 5 月 1 日

工事着手の 30 日前までに提出してください

島田市長

届出者 住 所 島田市 〇〇町 ×××
氏 名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる 地域の名称（住所）	島田市 〇〇町 ×××
	2 開発区域の面積	3,000 m ²
	3 建築物の用途	商業施設（店舗面積 1,000 m ² ）、診療所
	4 工事の着手予定年月日	対象の誘導施設を記入してください 令和 4 年 6 月 1 日
	5 工事の完了予定年月日	令和 4 年 12 月 1 日
	6 その他必要な事項	（誘導施設以外の用途がある場合その用途と面積） 用途：フィットネスクラブ（延床面積 1,000 m²） 該当する施設がある場合は、 用途と面積が分かるように記入してください （代理人連絡先） 住所・氏名 〇〇県●●市□□ △丁目××番地 株式会社〇〇 担当：×× 電話番号 〇〇〇（〇〇〇）〇〇〇〇

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名はその法人の名称及び代表者が記載すること。

2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

担当者の連絡先を記入してください

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、

誘導施設を有する建築物の新築

建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為

建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為

 } について、下記により届け出ます。

令和 4 年 5 月 1 日 ← 工事着手の 30 日前までに提出してください

島田市長

届出者 住 所 島田市 ○○町 ×××

氏 名 ○○○○○○○○○○

1 建築物を新築しようとする土地 又は改築若しくは用途の変更を しようとする建築物の存する土 地の所在、地番、地目及び面積	所在・地番	島田市 ○○町 ×××
	地 目	宅地
	面 積	3,000 m ²
2 新築しようとする建築物又は改 築若しくは用途の変更後の建築 物の用途	商業施設（店舗面積 2,000 m ² ）	
3 改築又は用途の変更をしよう とする場合は既存の建築物の用途	対象の誘導施設を記入してください	
4 その他必要な事項	(工事着手予定年月日) 令和 4 年 6 月 1 日	
	(工事完了予定年月日) 令和 4 年 12 月 1 日	
	(誘導施設以外の用途がある場合その用途と面積)	
	用途：事務所（延床面積 1,000 m ² ）	
	(代理人連絡先)	
	住所・氏名	○○県●●市□□ △丁目××番地
		株式会社○○ 担当：××
	電話番号	○○○ (○○○) ○○○○

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名はその法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

担当者の連絡先を記入してください

行為の変更届出書

令和 4 年 5 月 15 日 ←

島田市長

工事着手の 30 日前までに提出してください

届出者 住 所 島田市 ○○町 ×××
氏 名 ○○○○○○○○○○

都市再生特別措置法第 108 条第 2 項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日： 令和 4 年 5 月 1 日

2 変更の内容：

商業施設の店舗面積：(変更前) 2,000 m² (変更後) 2,300 m²

届出事項のうち変更項目と変更内容が
分かるように記入してください

3 変更部分に係る行為の着手予定日： 令和 4 年 6 月 15 日

4 変更部分に係る行為の完了予定日： 令和 4 年 12 月 1 日

- 注 1 届出者が法人である場合においては、氏名はその法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 3 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

誘導施設の休廃止届出書

令和 4 年 5 月 1 日

島田市長

届出者 住 所 島田市 ○○町 ×××
氏 名 ○○○○○○○○○○
連絡先 ○○○（○○○）○○○

都市再生特別措置法第 108 条の 2 第 1 項の規定に基づき、誘導施設の（休止・廃止）について、下記により届け出ます。

記

該当する項目を囲んでください

（1）休止（廃止）しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地

名 称：○○病院（●●科、●●科）

用 途：診療所

所在地：島田市 ○○町 ×××

休止しようとする 30 日前までに
提出してください

（2）休止（廃止）しようとする年月日 令和 4 年 6 月 1 日

（3）休止しようとする場合にあっては、その期間 令和 4 年 6 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日

（4）休止（廃止）に伴う措置

イ）休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途

保育所

ロ）休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項

当該建物を存置するが、再開までの期間は、適切な管理を行うものとする。

どちらか記入してください

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。
2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
3 （4）ロ）欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入してください。

誘導施設の休廃止届出書

令和 4 年 5 月 1 日

島田市長

届出者 住 所 島田市 ○○町 ×××
氏 名 ○○○○○○○○○○
連絡先 ○○○(○○) ○○○○

都市再生特別措置法第 108 条の 2 第 1 項の規定に基づき、誘導施設の（休止・**廃止**）について、下記により届け出ます。

記

該当する項目を囲んでください

(1) 休止（**廃止**）しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地

名 称：○○病院（●●科、●●科）

用 途：診療所

所在地：島田市 ○○町 ×××

廃止しようとする 30 日前までに
提出してください

(2) 休止（**廃止**）しようとする年月日 令和 4 年 6 月 1 日

(3) 休止しようとする場合にあっては、その期間

(4) 休止（**廃止**）に伴う措置

イ) 休止（**廃止**）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途
事務所

ロ) 休止（**廃止**）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項

例 1) 当該建物は存置するが、今後の使用用途等は未定であり、用途が決定するまでの期間は、適切な管理を行うものとする。

例 2) 令和 4 年 8 月に除去予定

どちらか記入してください

- 注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。
2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
3 (4) ロ) 欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入してください。

開発行為届出書

都市再生特別措置法第 8 8 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

令和 4 年 5 月 1 日 ← 工事着手の 30 日前までに提出してください

島田市長

届出者 住 所 島田市 ○○町 ×××
氏 名 ○○○○○○○○○○

開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる 地域の名称	島田市□□ △丁目××番地 外●筆
	2 開発区域の面積	2,000 ㎡
	3 住宅等の用途	一戸建ての住宅
	4 工事の着手予定年月日	令和 4 年 6 月 1 日
	5 工事の完了予定年月日	令和 4 年 12 月 1 日
	6 その他必要な事項	(住宅用区画数) 10 区画 (代理人連絡先) 住所・氏名 ○○県●●市□□ △丁目××番地 株式会社○○ 担当：×× 電話番号 ○○○ (○○○) ○○○○

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名はその法人の名称及び代表者が記載すること。
2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

担当者の連絡先を記入してください

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

都市再生特別措置法第 8 8 条第 1 項の規定に基づき、

住宅等の新築

建築物を改築して住宅等とする行為
建築物の用途を変更して住宅等とする行為

について、下記により届け出ます。

令和4年 5月 1日 ← 工事着手の 30 日前までに提出してください

島田市長

届出者 住所 島田市 〇〇町 ×××

氏 名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

1 住宅等を新築しようとする土地 又は改築若しくは用途の変更を しようとする建築物の存する土 地の所在、地番、地目及び面積	所在・地番	島田市 〇〇町 ×××
	地 目	宅地
	面 積	3,000 m ²
2 新築しようとする住宅等又は改 築若しくは用途の変更後の住宅 等の用途	共同住宅	
3 改築又は用途の変更をしよう とする場合は既存の建築物の用途		
4 その他必要な事項	(工事着手予定年月日)	令和4年 6月 1日
	(工事完了予定年月日)	令和5年 12月 1日
	(戸 数)	10 戸
	(代理人連絡先)	
	住所・氏名	〇〇県●●市□□ △丁目××番地 株式会社〇〇 担当：××
	電話番号	〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名はその法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

担当者の連絡先を記入してください

18

行為の変更届出書

令和 4 年 5 月 15 日

島田市長

工事着手の 30 日前までに提出してください

届出者 住 所 島田市 ○○町 ×××
氏 名 ○○○○○○○○○○

都市再生特別措置法第 8 8 条第 2 項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

- 1 当初の届出年月日： 令和 4 年 5 月 1 日
- 2 変更の内容：
住宅用区画数 ：（変更前）10 区画（変更後）12 区画
- 3 変更部分に係る行為の着手予定日： 令和 4 年 6 月 15 日
- 4 変更部分に係る行為の完了予定日： 令和 5 年 3 月 1 日

届出事項のうち変更項目と変更内容が分かるように記入してください

- 注 1 届出者が法人である場合においては、氏名はその法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 3 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

島田市立地適正化計画 届出の手引き

【届出・お問合せ先】

島田市役所 都市基盤部 都市政策課

〒427-8501 島田市中心1-1

TEL：0547（36）7177 FAX：0547（37）8200

E-MAIL：toshikei@city.shimada.lg.jp
